－都税についてのお知らせ－

4月から
固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

縦覧期間	令和6年4月1日（月）から7月1日（月）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は6月3日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

主税局HP（縦覧について）

主税局HP（本人確認方法について）

ー都税についてのお知らせー

～転居等により、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）の送付先変更手続 はお済みですか？

住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23 区内の固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の**納税通知書の送付先は変更されません**。
登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】
「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所にご提出ください。
【インターネットの場合】
「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続ください。

主税局 HP

東京共同電子申請・届出サービス

- ○ 上記手続は、23 区内の固定資産税及び都市計画税（土地・家屋）の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。
  納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
  〈変更できないもの（例）〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名
- ○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。
不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室（03-5318-0261）にお問い合わせください。

ー都税についてのお知らせー

～都内に住所等を有しない方へ～

納税管理人制度をご存知ですか？

納税義務者が都内（固定資産税・都市計画税は特別区内）に住所等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるために**納税管理人**を定めなければなりません。海外への転勤などにより、長期不在となる場合も含まれます。

納税管理人を定めた場合には、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁に納税管理人申告書を提出してください。なお、eLTAX（エルタックス）での提出も可能です。eLTAXの利用手続については、eLTAX ホームページをご確認ください。

その他、詳しくは、資産の所在地を所管する都税事務所・支庁にお問い合わせください。

なお、東京 23 区以外に所在する不動産に関する
固定資産税・都市計画税については、各市町村にお問い合わせください。

主税局 HP

ー都税についてのお知らせー

インターネット公売(動産、自動車、不動産等)のお知らせ

インターネット公売は、動産、自動車はせり売り方式、不動産等は入札方式により行います。

公売参加申込期間	動産、自動車	不動産等
	令和６年４月16日(火)13時～令和６年５月７日(火)23時	
入　札　期　間	令和６年５月14日(火)13時～ 令和６年５月16日(木)23時	令和６年５月14日(火)13時～ 令和６年５月21日(火)13時
公　売　物　件	東京都主税局ホームページ内の＜公売情報＞からアクセスできます。 インターネット公売（動産、自動車、不動産等）をご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産、自動車の下見会については、下記ホームページをご確認ください。	
実　施　機　関	主税局徴収部・各都税事務所	
お　問　合　せ　先	主税局徴収部機動整理課公売班（03-5388-3027）	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがありますので、最新情報は下記ホームページをご覧ください。

主税局ホームページ〈公売情報〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kobai/　東京都　公売　検索

※公売情報に関するメールマガジンを配信しています。是非ご登録ください。

〈メールマガジンのご案内〉 https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/mail_magazine.html　主税局 メルマガ　検索

登録無料 **メールマガジンのご案内** 公売情報を
タイムリーに配信しています。

東京都「公売情報」お知らせメール

詳細は主税局HPへ
主税局メルマガ 検索

主税局 HP

（お問合せ先）徴収部 徴収指導課 徴収指導班 03－5388－3024

ー都税についてのお知らせー

23区内の都税事務所の所管区域にご注意ください

23区内において、個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税の課税事務は９つの都税事務所で、事業所税の課税事務は４つの都税事務所で行っています。その他の税に関しましては、お近くの都税事務所等にお問い合わせください。

＜所管都税事務所一覧＞

所管区域		千代田区	文京区	荒川区	北区	足立区	中央区	江東区	江戸川区	台東区	墨田区	葛飾区	港区	品川区	大田区	新宿区	中野区	杉並区	渋谷区	目黒区	世田谷区	豊島区	板橋区	練馬区
所管都税事務所	個人事業税 法人事業税 特別法人事業税 地方法人特別税 法人都民税	千代田		荒川			中央			台東			港	品川		新宿			渋谷			豊島		
	事業所税	千代田					中央						港			新宿								

■ 個人事業税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、事業所税に関するお問合せや申告・届出等は、一覧の所管都税事務所までお願いします。

■ 住所・主たる事務所等が所在する区の都税事務所の窓口においても、申告書等の受付を行いますが、お問合せは所管都税事務所までお願いします。

■ 納税（課税）証明の発行は、すべての都税事務所で行います。事務手続上、申告・納付後概ね１～２週間以内に納税証明を申請される場合は、領収証書の原本（領収印のあるもの）と申告書の控え（受付印のあるもの）の両方をお持ちください。

＊固定資産税（償却資産）の申告等については、資産の所在する区にある都税事務所までお願いします。

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- **いつでもどこでも簡単に**スマホで納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書の**バーコードを読み取るだけ**で納税ができます。
- 手数料はかかりません。

利用できるアプリ

au PAY　d払い　Jcoin　LINE Pay　PayB

PayPay　モバイルレジ　Rakuten 楽天銀行　R Pay

注意事項

■**領収証書は発行されません。**
■納付手続完了後に**納付を取り消すことはできません。**
■バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一 QR コード（eL-QR）のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることでも納付できます。
利用できるスマートフォン決済アプリは地方税共同機構 HP をご覧ください。

（QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

eLTAX 電子納税が大変便利です

自宅やオフィスからお手続が可能です！！

○インターネットを通じて全国の地方公共団体へ一括して納税可能

様々な納付方法をご利用いただけます！！

○ペイジー納付（インターネットバンキング、ATM から納付）
○クレジットカード納付
○ダイレクト納付（事前に登録した口座から税額を引き落として納付）

詳しくはホームページをご覧ください。

ｅＬＴＡＸホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）

ｅＬＴＡＸホームページ

eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャー

ー都税についてのお知らせー

来所せずにお手続ができます！

東京都主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申　告

- ✓ 電子申告
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所　宛）

申請･届出

（一部の手続を除く。）

- ✓ 電子申請・届出
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所　宛）

納　税

- ✓ スマートフォン決済アプリ
- ✓ ペイジー
  （インターネットバンキング・
  モバイルバンキング・ＡＴＭ）
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX 電子納税
- ✓ 口座振替

証明等の取得

- ✓ 郵送
  〒１１２－８７８７
  東京都文京区春日１－１６－２１
  都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
  - ・スマート申請

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

主税局 HP

４月広報予定事項⑩

中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対 象 者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金１億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、３年連続消費エネルギー量 1,500kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、東京都のホームページで公表しています。） ＊空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） ＊照明設備（ＬＥＤ照明器具、ＬＥＤ誘導灯器具） ＊小型ボイラー設備（小型ボイラー類） ＊再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減 免 額	設備の取得価額（上限 2,000 万円）の２分の１を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の２分の１が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）令和８年３月３０日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）令和７年１２月３１日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「環境に関する軽減制度について」をご覧ください

主税局　環境減税　検索

詳しい案内やＱ＆Ａも掲載しています。

【お問合せ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
- 所管の都税事務所又は支庁の法人事業税・個人事業税担当
- 主税局課税部法人課税指導課　（法人事業税班）　03-5388-2963
- 主税局課税部課税指導課　（個人事業税班）　03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
- 地球温暖化対策報告書制度　0570-03-3517
- 導入推奨機器　03-5990-5087

ー都税についてのお知らせー

不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します（23区内）

【減免対象】

不燃化特区内において、老朽建築物に該当する家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、不燃化のために新築された耐火又は準耐火建築物等の住宅のうち、一定の要件を満たすもの

【減免の期間と額】

新築後新たに課税される年度から５年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

【申請期限】

新築した年の翌々年（１月１日新築の場合は翌年）の２月末

【不燃化特区】

東京都都市整備局のホームページをご覧ください。

都市整備局 HP

主税局 HP

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは、新築した住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

－都税についてのお知らせ－

にせ都税メール・電話にご注意ください

都税事務所の職員を装って、個人情報を不正に取得したり、金銭をだまし取ろうとする事例が発生しています。

不審に感じた場合は即答せずに、主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）までご連絡ください。

また、万が一被害にあわれた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

＜メールによる手口＞

【事例】

・「あなたは納期限を経過した税金を完納していません。速やかに納付してください。」などと記載したメールが送付されてくる。

・プリペイドカードの購入等の方法により納付するよう求めてくる。

＜電話による手口＞

「〇〇都税事務所の〇〇です」または「〇〇都税事務所の者です」と職員を装って電話をかけてきます。その後、以下の事例のように個人情報を聞きだそうとします。

【事例１】

・「税務調査を行っているので、納税者の情報について確認したい」と質問してくる。

・家族の構成、名前、職業等の個人情報を聞こうとする。

【事例２】

・「税金が還付されます」、「払いすぎた医療費をお返しします」とだまし、ＡＴＭに誘い出す。

・ＡＴＭコーナーから指定の電話番号に電話するように指示する。

・指定の電話番号に電話すると、ＡＴＭの操作を言葉巧みに指示し、お金を振り込ませる。

【お問合せ先】　主税局総務部総務課相談広報班　03-5388-2925

ー都税についてのお知らせー

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

①令和６年３月31日までの間に新築された住宅であること
②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
③居住部分の床面積の割合が当該家屋の２分の１以上であること
④１戸あたりの床面積が 50 ㎡以上 280 ㎡以下であること（ただし、一戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40 ㎡以上 280 ㎡以下）

減額される期間・税額

減額される期間　新たに固定資産税が課税される年度から５年度分（3 階建以上の耐火・準耐火建築物については７年度分）

減額される税額　当該住宅の固定資産税額（居住部分で１戸あたり床面積 120 ㎡相当分までを限度）の２分の１が減額

減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年（1 月 1 日新築の場合はその年）の 1 月 31 日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

なお、23 区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

―都税についてのお知らせ―

不動産取得税における認定長期優良住宅の特例について

以下の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合の不動産取得税については、住宅の価格※から 1,300 万円（価格が 1,300 万円未満である場合はその額）が控除されます。

※　住宅の実際の購入価格等ではなく、固定資産評価基準によって評価・決定された価格（評価額）をいいます。

特例の対象となる住宅　＊長期優良住宅の認定基準（床面積要件等）とは異なります

① 令和６年３月３１日までの間に取得した住宅であること
（認定長期優良住宅を新築した場合、または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合に限られます。）
② 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること
③ １戸あたりの床面積が５０㎡以上２４０㎡以下であること（ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、４０㎡以上２４０㎡以下）

【税額の算出方法】

住宅の価格　－　１，３００万円　＝　課税標準額

課税標準額　×　$\frac{3}{100}$（税率）　＝　税額

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。「不動産取得税申告書」に必要事項をご記入のうえ、必要書類とともに、所管の都税事務所等に申告してください。

申告書の様式や必要書類等の詳細は、
東京都主税局ホームページに掲載しています。

東京都　主税局　検索

【お問合せ先】住宅が所在する区市町村を所管する都税事務所等の不動産取得税担当班

ー都税についてのお知らせー

点字で課税の内容をお知らせします

東京都主税局では、納税通知書の内容を点字でお知らせしています。

対象となる税金	固定資産税・都市計画税（23 区内）、個人事業税、自動車税種別割
お知らせする内容	税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問合せ先
申　込　方　法	主税局総務部総務課相談広報班（03-5388-2925）まで、住所・氏名・電話番号・税金の種類をご連絡ください。
申　込　期　限	令和６年２月２９日（木）までにお申込みをいただいた方には、令和６年度分から点字のお知らせを同封します。

※なお、すでに利用されている方は、改めてご連絡いただく必要はありません。

【お問合せ先】　主税局総務部総務課相談広報班　電話 03-5388-2925

不動産登記の申請時には
固定資産税・都市計画税 課税明細書をご利用ください。

東京２３区は
固定資産価格を法務局へ電子通知しているため、
評価証明（有料）の添付は原則不要※です。
※注意事項をご参照ください。

所有権移転にかかる不動産登記申請の際には、登録免許税の算定のため、固定資産の価格を記載する必要があります。
その価格は、固定資産税・都市計画税納税通知書と同時期にお送りする課税明細書でご確認いただけます。

注意事項

- 不動産登記申請は、課税明細書の写しを添付して行うことができます。
- 固定資産税・都市計画税納税通知書は、毎年６月にお送りしています。
  納税通知書及び課税明細書は再発行できませんので、大切に保管ください。
- ４・５月に登記申請を行う場合は、課税明細書で新年度の価格が確認できないため、評価証明をご申請ください。
- その他、非課税が適用されているなど、評価証明が必要となる場合があります。詳しくは東京法務局にお問い合わせください。

お問合せ先

●登記申請に関すること　…東京法務局　登記電話案内室　03－5318－0261

●固定資産税に関すること　…資産が所在する区にある都税事務所

詳しくは、東京都主税局ホームページをご覧ください。